

大阪府における一酸化炭素中毒事故について

2026 年 7 月 14 日
大阪ガス株式会社

大阪ガス株式会社（代表取締役社長 CEO：藤原 正隆）は、当社がガス供給している大阪府内のお客さま店舗において、7 月 8 日に一酸化炭素中毒が発生したことを受け、ガス事業法第 171 条に基づき、中部近畿産業保安監督部近畿支部に報告しました。事故の概要は以下の通りです。

<事故の概要>

- ・ 発生日時： 2026 年 7 月 8 日 7 時 3 分頃
- ・ 発生概要： 業務用オーブン（以下、ガス機器）を使用中の大阪府のベーカリーで、従業員が出勤した際、倒れている別の従業員 2 名を発見しました。2 名はその後病院へ搬送され、治療を受けた結果、一酸化炭素中毒と診断されました。
- ・ 原因： 店舗関係者へヒアリングした結果、換気を行わずにガス機器を使用していたと確認できており、酸素が不足したことでガス機器が不完全燃焼を起こし、一酸化炭素が厨房内に滞留したものと推定されます。

当社は、お客さまに安心してガスをお使いいただけるよう、保安の確保に努めてまいります。

<お客さまへのご使用上の注意>

- ① 新鮮な空気が不足すると不完全燃焼による一酸化炭素中毒を起こし、死亡事故につながる場合があります。ガス機器のご使用に際しては、必ず給排気設備が必要です。屋内でガス機器をご使用の場合は、必ず換気扇を回す、もしくは換気装置を作動させて換気を行っていただきますようお願いいたします。
- ② 屋内でガス機器をご使用の場合は、ガス機器周辺にガス漏れや不完全燃焼によって発生した一酸化炭素（CO）を検知すると、ランプと音声でお知らせする「ガス・CO 警報器」の設置をおすすめします。
- ③ 外観上異常がなくても、ガス機器を使用中に気分が悪くなったり、いやな臭いを感じたりした場合には、直ちにガス機器の使用を中止し、窓を開ける等換気のうえ、当社にご連絡いただきますようお願いいたします。
- ④ なお、長期間ご使用いただいておりますガス機器は、劣化や摩耗、油・埃による「詰まり」等による思わぬ故障から事故が発生する可能性があります。修理や点検（有償）が必要な場合は、当社または販売店、メーカーにご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、ガス機器の安全なご使用方法にあたっての詳細につきましては、当社ホームページ (https://ene.osakagas.co.jp/gas/citygas/security/kitchen_safety.html) をご参照ください。

また、ガス機器ご使用時の換気の重要性に関する安全周知動画もご参照ください。

- 日本語版：<https://www.youtube.com/watch?v=MWdk9EqHfG8>
- 外国語版：<https://www.youtube.com/playlist?app=desktop&list=PL2EEGZ9iT2ok9oUj9uFsza4I6yG9qwn1a&ra=m>

以上